

自動退会後、再入会について

平成26年度末に年会費2年度分(14,000円)を滞納されていた場合、下表のごとく平成26年度末をもって自動退会処理により会員資格喪失となります。ただし、翌年度：平成27年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日)内に滞納2年度分および平成27年度分の年会費(合計21,000円)を納入した場合、会員資格が復活し在籍記録は継続となります。

翌々年度：平成28年度(平成28年4月1日から)以降は、新規入会扱いとなり入会金および過去の滞納年会費納入が必要、また会員資格は復活されず在籍記録は継続されません。

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
会費納入	会費滞納	会費滞納	自動退会、会員資格喪失	
			自動退会翌年度に限り会員資格復活(継続)が可能 ・会員継続の意志を書面にて提出 ・年会費納入(21,000円) ・理事長の確認および理事会の承認 →会員資格復活(継続)	
				自動退会の翌々年度以降は会員資格復活(継続)は適応されません。再入会する場合には、 ・新規入会扱いとなります ・年会費納入(21,000円)、入会金納入(2,000円)

年会費のご請求は、毎年3月下旬から4月上旬にかけて送付しております。年会費の納入状況がご不明の場合は、HPの会員のページ「年会費納入照会」において随時確認することができます。また、年会費の自動引落申請も受け付けておりますので、ご希望の方はHPの各種手続きのページ「年会費引落申請」をご覧ください。

ご不明の点がございましたら、事務局へご連絡をお願い申し上げます。